

藤沢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

藤沢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

2026年（令和8年）2月12日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

藤沢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年藤沢市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第23号中「第43条第2項」を「第43条第4項」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、子ども・子育て支援法の一部が改正されたことに伴い、規定の整備をする必要による。